

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、資格申請者の利便の増進を図るため、申請書の様式等の改正を行うことを内容とする「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙 1 及び別紙 2 のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov - パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (kikaku@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2 警察庁長官官房企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和 8 年 8 月 7 日（金）から 令和 8 年 9 月 5 日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙 1 及び別紙 2 の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙 1 の 3 (1) についての意見…」

1 命令等の題名

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第55条

3 改正の概要

警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）における以下の(1)及び(2)の様式について、申請者の利便の増進を図るため、所要の改正を行うこととする。

- (1) 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書等の様式
- (2) 機械警備業務管理者資格者証の交付申請書等の様式

4 施行期日

令和8年10月1日

1 命令等の題名

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イ及びロ、第51条の14、第99条の2第4項第1号イ及び第6項（同法第99条の3第5項において準用する場合を含む。）並びに同条第4項第1号イ、警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号、第23条第6項及び第42条第2項第1号並びに警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条

3 改正の概要

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）における以下の(1)から(6)までの事項について、申請者の利便の増進を図るため、所要の改正を行うこととする。

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書等の様式
- (2) 機械警備業務管理者講習受講申込書等の様式
- (3) 技能検定員資格者証の交付申請書等の様式
- (4) 教習指導員資格者証の交付申請書等の様式
- (5) 駐車監視員資格者の交付申請書等に記載すべき事項
- (6) 警備員等の検定に係る合格証明書交付申請書等の様式

4 施行期日

令和8年10月1日